

NPO法人クローバーキッズ大刀洗・学童保育所利用調整基準表

- ・学童保育所への入所申込者が入所受け入れ可能数を上回った場合は、保育を必要とする度合いの高い順に入所児童を決定します。
- ・調整にあたっては、保護者(父母)それぞれの状況に基づいて点数をつける「基本項目」と家庭の状況等に基づいて点数をつける「調整項目」との合計を基本とし、総合的に判断します。
- ・利用調整点数が同点の場合は、優先順位に従い判断します。

基本項目

		父母(保護者)の状況	基準点数		
			父	母	
就労	被雇用者 (常勤、臨時、派遣) 自営業 農業	月161時間以上の就労	20	20	
		月141時間以上の就労	19	19	
		月121時間以上の就労	18	18	
		月101時間以上の就労	17	17	
		月81時間以上の就労	16	16	
		月60～80時間の就労	15	15	
		内職	18	18	
	就労予定 (内定及び開業予定)	月60～120時間の就労	16	16	
		月161時間以上の就労	15	15	
		月141時間以上の就労	14	14	
		月121時間以上の就労	13	13	
		月81時間以上の就労	12	12	
		月60～80時間の就労	11	11	
		就学(職業訓練含む)	在学中(月60時間以上の就学)	16	
			入学することが内定している	16	
就学(職業訓練含む)			14	14	
求職中			5	5	
出産		産前3ヶ月産後1年	—	15	
看護・介護	入院(所)	月121時間以上の看護・介護が必要	16	16	
		月120時間以下の看護・介護が必要	14	14	
	居宅	月121時間以上の看護・介護が必要	14	14	
		月120時間以下の看護・介護が必要	12	12	
病気・障害	入院	1ヶ月以上入院	15	15	
	通院	週4日以上通院	12	12	
	自宅療養	医師の診断により常時保育できない者	12	12	
	心身障害等	身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神手帳	12	12	
	上記以外	上記以外で通院等により保育できない者	8	8	
児童福祉の観点から、特に保育の必要性が高いと判断した場合			55		
災害等の復旧に当たっている者				55	

調整項目

ひとり親家庭	母子・父子家庭等、またはそれに類する	23
障がい児保育のいる家庭	入所申込児が集団保育が可能とされた障がい児である場合	10
	兄弟姉妹児が障がい児で療育が必要である場合	8
生活保護家庭		3
育児休業明け		5
生計中心者の失業	生計中心者の自己都合以外の失業(リストラ・倒産等)の場合	10
児童の学年	小学1年生	10
	小学2年生	8
	小学3年生	6
	小学4年生	4
	小学5年生	0
	小学6年生	-2
その他	同居の親族(18歳以上65歳未満)が児童の保育にあたれる場合	-10
	保護者的一方が単身赴任等で常時不在の場合	3

利用調整点数が同点の場合の優先順位

1. 同居者なしのひとり親家庭
2. 生活保護世帯
3. 学年の低い児童
4. 兄弟姉妹が同時に申込みをした児童
5. 保育料の納付状況
6. その他の特別な事情